

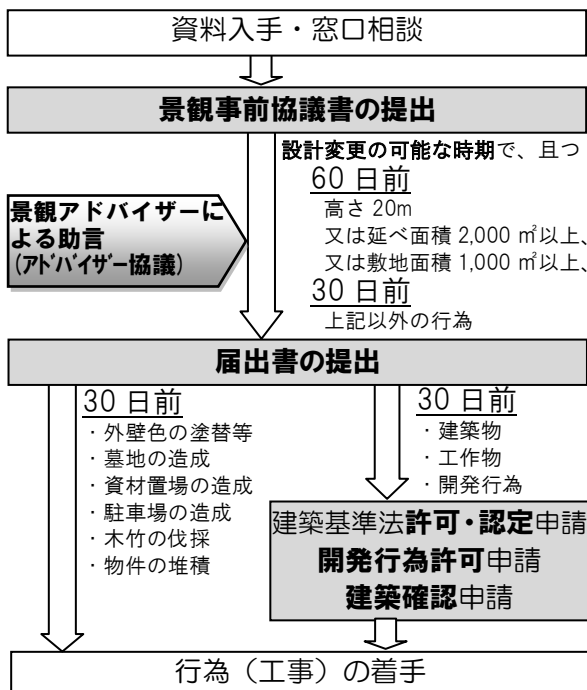
景観法に基づく板橋区景観計画

平成26年8月より、常盤台一丁目・二丁目为重点地区となりました

板橋区は、都市景観の向上を目指して平成23年3月23日に景観行政団体となり、平成23年8月22日に景観法に基づく板橋区景観計画の運用をスタートいたしました。平成26年8月1日より、常盤台一丁目・二丁目新たに景観形成重点地区となりました。

下記の場合届出が必要です。

種別	届出対象行為	一般地域 (景観形成重点地区以外の板橋区全域)	景観形成重点地区 ※裏面参照
		常盤台一丁目・二丁目地区 (H26.7.31 まで)	○ 板橋崖線軸地区 ○ 石神井川軸地区 ○ 加賀一・二丁目地区 (H26.1.6 より) ○ 常盤台一丁目・二丁目地区 (H26.8.1 より)
建築物	新築、増築、改築、移転、 外観変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 基準に適合していない同色塗替	高さ20m以上、 又は延床面積2,000㎡以上、 又は敷地面積1,000㎡以上	規模に関係なく、全ての行為
工作物	新設、増築、改築、移転、 外観変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 基準に適合していない同色塗替	高さ20m以上、 又は築造面積2,000㎡以上	規模に関係なく、全ての行為
開発行為		開発区域面積500㎡以上	開発区域面積500㎡以上
土地造成	墓地の造成	規模に関係なく、全ての行為	規模に関係なく、全ての行為
	資材置場の造成	—	規模に関係なく、全ての行為
	駐車場の造成	—	収容能力20台以上の自動車駐車場 (常盤台一丁目・二丁目地区のみ5台以上)
木竹伐採		—	木竹の存する一団の敷地面積200㎡以上 (板橋崖線軸地区のみ)
物件堆積	屋外における土石・廃棄物・ 再生資源その他の物件の堆積	—	堆積の用に供する土地面積500㎡以上、 又は堆積高さ5m以上 (常盤台一丁目・二丁目地区のみ規模に関係なく全ての行為)



常盤台一丁目・二丁目地区内で8月1日以降に確認、許可、認定申請をされる場合は、ご相談ください。届出が必要となります。

景観事前協議(アドバイザー協議)が整い、届出書の内容が板橋区景観計画に適合している場合、**適合通知書を交付します。**
この適合通知書交付日以降は、届出書の提出から30日が経過していない場合でも、確認申請や行為(工事)の着手が可能となります。

詳しくは板橋区のホームページからご覧いただけます。
■板橋区景観計画:景観法に基づく基本方針と景観形成基準
□景観デザインガイドライン:景観要素、景観形成基準の解説
□景観色彩ガイドライン:色彩解説、色彩推奨基準
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/025/025255.html

連絡先
板橋区都市整備部都市計画課
都市景観担当 ☎ 03-3579-2549

景観形成重点地区（建築物や工作物は全ての規模・行為が届出対象です。）

板橋崖線軸地区



- 徳丸六丁目（22～55）
- 徳丸七丁目・徳丸八丁目
- 高島平三丁目1（赤塚公園部分）
- 四葉二丁目・大門
- 赤塚五丁目（1、2、10～18、26～36）
- 赤塚七丁目28・赤塚八丁目

石神井川軸地区

※下頭橋～北区との区境までの上記の町目のうち、石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から、20mの範囲内が対象区域となります。



- 左岸：南常盤台一丁目、常盤台一丁目、
双葉町、大和町、本町、稲荷台、
加賀一～二丁目、板橋四丁目の各一部
- 右岸：弥生町、中板橋、栄町、氷川町、仲宿、
加賀一～二丁目、板橋四丁目の各一部

加賀一・二丁目地区



加賀一丁目（ただし一丁目1番の内JR埼京線以東の区域を除く）、加賀二丁目
 ※加賀一・二丁目地区内がかつ石神井川沿いの区域（石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から20mの範囲）では、加賀一・二丁目地区の基準を適用

常盤台一丁目・二丁目地区



常盤台一丁目（ただし、板橋区環状7号線沿道地区計画区域及び同沿道地区計画区域以南の区域を除く）、常盤台二丁目

届出対象外の皆さまへ ～望ましい街並みのイメージにそって建物のデザインを考えてみよう～

景観まちづくりは、区民・事業者の皆さまの取り組みが欠かせません。

素敵な景観の街であるためには、周囲の景観を阻害するような行為（著しく奇抜な色彩を使用するなど）を控えてください。建物の色彩を派手なものにするよりも、住宅や店舗の出入り口周辺の樹木、玄関周りの舗装材、お店のディスプレイや広告など、建物の周りの外構を魅力的にしつらえることで、「素敵な住宅だな！」「あのお店は魅力的！」という印象をもたらします。